

市有建築物の耐震化率の目標について

市有建築物は、市民の生命・財産を守る以外に地震発生後の災害対策や避難・救護を図るための重要な役割があります。

平成20年1月に策定した前橋市耐震改修促進計画では、多数の方が利用する一定規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）について、建築物の用途に応じて耐震化率の目標を設定しています。

また、特定建築物以外の建築物を含む市有建築物全体の耐震化率については、目標を90%としています。

【特定建築物の分類と目標値】

大分類	小分類	具体例	目標値 ^(※)
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき市有施設	1 災害対策拠点機能関係	市庁舎、消防本部、水道局庁舎、支所等	100%
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係	夜間救急診療所、消防署、保健センター等	100%
	3 避難収容施設関係	避難所指定の学校、保育所、公民館等	100%
	4 ライフライン関係	上・下水道施設、ごみ処理施設等	90%以上
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき市有施設	5 要援護者施設	児童館、老人福祉センター、障害者福祉作業所等	100%
	6 多数の市民が集まる施設	文化会館、図書館、資料館、体育館、プール、温泉施設、集会施設等	90%以上
	7 比較的滞在時間の長い施設	市営住宅、宿泊施設等	90%以上
Ⅲ. その他	8 その他の市有施設	事務所、調理場、消防分団、駐車施設、附帯施設（倉庫、機械室）等	90%以上

【市有建築物全体の目標値】

市有建築物全体（200㎡以上または2階以上の非木造建築物）	90%以上
-------------------------------	-------

※ 耐震化率の目標年次は平成27年度としています。